

平成 28 年 7 月 8 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

市 川 朝 洋

病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査に係るフォローアップ調査及びアスベスト(石綿)含有保温材等使用実態調査について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査に係るフォローアップ調査結果につきましては、平成 24 年 4 月 19 日付(地 I 14)の文書を以て、既にばく露の恐れがなくなっている病院も含めた 59 病院の状況等の公表結果をお送り申し上げます。

今般、厚生労働省医政局長より都道府県知事宛に通知「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について(依頼)」及び関連調査の実施に関する依頼がなされるとともに、同局地域医療計画課長より本会に対して協力方依頼がありました。

本通知は、総務省行政評価局から、厚生労働省等に対し、アスベストの対策に関する勧告が行われたことにより、都道府県知事に対し、従前の公表結果を踏まえた適切な対応を推進するとともに、飛散のおそれのない病院であっても適切な措置を講ずるよう求めるものです。併せて、平成 24 年時に公表された病院及び未回答の病院(病院名は非公表)に対し更なるフォローアップ調査を行うこととしております。

また、最近の石綿関連通知の発出や石綿障害予防規則の一部改正を踏まえ、吹付けアスベストに加え、建築物等に貼り付けられたアスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材についても事業者による措置が必要とされたことに伴い、新たに「病院におけるアスベスト(石綿)含有保温材等使用実態調査」の実施を依

頼しております。調査の対象は平成18年9月1日以後に新築の工事に着手した建築物等を除く全ての建築物であり、本調査の結果の公表にあたっては病院名の公表等はしないとのことであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会管下関係病院等への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

追って、今般の2調査について、熊本県内の病院については調査の対象外となることを申し添えます。

医政地発 0629 第 1 号
平成 28 年 6 月 29 日

公益社団法人日本医師会 常任理事 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長



病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査について（協力依頼）

病院におけるアスベスト対策については、種々御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

病院における吹付けアスベスト対策については、平成 17 年 8 月より「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査」及びその後のフォローアップ調査を実施してきたところですが、今般、病院におけるアスベスト対策の重要性にかんがみ、前回のフォローアップ調査結果における「ばく露のおそれのある場所を有する病院で措置状況が措置予定又は未定の病院」等について、その後の状況の更なるフォローアップ調査を実施することとしました。

また、平成 26 年の石綿障害予防規則の一部改正（平成 26 年厚生労働省令第 50 号）により、吹付けアスベストに加え、建築物等に張り付けられたアスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材についても、損傷、劣化等により、労働者がアスベストにばく露するおそれがあるときは、事業者は、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとされたことを踏まえ、「病院におけるアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査」を実施することとしました。

つきましては、別添のとおり各都道府県知事あて通知を発出しましたので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

なお、本通知に係る調査につきましては、各都道府県を通じて、病院に調査をお願いすることとしておりますが、何とぞ調査の重要性を御理解いただき、御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

(別添)

医政発 0629 第 4 号
平成 28 年 6 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びに
アスベスト含有保温材等に関する注意喚起について(依頼)

病院におけるアスベスト対策については、「病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の公表及び今後の対応について」(平成 20 年 9 月 11 日付医政発第 0911001 号厚生労働省医政局長通知。以下「平成 20 年通知」という。)などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところですが、今般、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対し、「アスベスト対策に関する行政評価・監視―飛散・ばく露防止対策を中心として―」の結果に基づく勧告(以下「勧告」という。)が行われました。

つきましては、勧告を踏まえ、下記のとおり、管下の病院の管理者等に周知するとともに、適切な対処について指導方お願いします。

記

1. 吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握、除去等の推進について

病院における吹付けアスベスト対策については、患者等の安全対策に万全を期すために、平成 17 年 8 月より「病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査」及びその後のフォローアップ調査を実施してきたところであり、「病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査に係るフォローアップ調査の調査結果の公表等について」(平成 24 年 3 月 30 日付医政指発 0330 第 1 号厚生労働省医政局指導課長通知)において、「ばく露のおそれがある場所」を有し、未だ措置状況が「措置予定」又は「未定」となっている病院について、速やかにアスベストの除去等法令に基づき適切な措置を講じるよう引き続き指導するとともに、「分析調査中」の病院については、早期にアスベストの使用状況を明らかにし、状況に応じた適切な指導をお願いしたところ です。

貴職におかれましては、病院におけるアスベストの使用実態を的確に把握するため、これまで実施した病院におけるアスベスト使用実態調査の関係資料（厚生労働省に対する報告文書、各病院への照会文書、病院からの回答文書等）を適切に保存するとともに、管下の病院の管理者等に対し、分析調査及びアスベスト含有建材の除去等の措置が未了の病院において、適切な対応が講じられるよう、改めて指導を徹底していただきますようお願いいたします。

また、吹付けアスベスト等が安定していて飛散のおそれのない病院であっても、破損の際にはアスベストの繊維が飛散するおそれがあるため、吹付けアスベスト等の損傷、劣化等によるアスベスト等の粉じん等の飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する病院に対しては、平成 20 年通知でも記載していますが、関係法令等に基づき適切な措置を講ずるよう、重ねて指導方をお願いいたします。

2. アスベスト含有保温材等に関する注意喚起について

アスベストを取り巻く最近の状況については、国土交通省が実施した平成 23 年度建築基準整備促進事業「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」の報告を踏まえ、「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」（平成 24 年 9 月 13 日付基安化発 0913 第 1 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）が発出されるとともに、平成 25 年度に開催された「建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議」における検討の結果を踏まえた石綿障害予防規則の一部改正（平成 26 年厚生労働省令第 50 号）により、吹付けアスベストに加え、建築物等に張り付けられたアスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（以下「アスベスト含有保温材等」という。）についても、損傷、劣化等により、労働者がアスベストにばく露するおそれがあるときは、事業者は、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとされたところです（平成 26 年 6 月施行）。

貴職におかれましては、管下の病院の管理者等に対し、アスベスト含有煙突用断熱材の適切な取扱いや石綿障害予防規則の遵守の徹底について注意喚起を行う等の周知をお願いいたします。

今後とも、アスベスト含有保温材等の損傷、劣化等によるアスベスト等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する病院はもとより、アスベスト含有保温材等が安定していて飛散のおそれのない病院であっても、破損の際にはアスベストの繊維が飛散するおそれがあるため、引き続きアスベストの除去、封じ込め、囲い込み等法令等に基づき適切な措置を指導するなど、病院におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いいたします。

(参考)

「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告（平成 28 年 5 月 13 日）のうち厚生労働省関連事項（病院関係）抜粋

4 建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握

(1) アスベスト使用実態調査の適切な実施及び拡充

ア 吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握、除去等の推進

(ウ) 病院

厚生労働省は、平成 17 年度に、県を通じ、8 年度以前に竣工した病院について、主にレベル 1 のアスベスト含有建材の使用実態調査を実施し、その後、フォローアップ（以下、フォローアップを含め「病院アスベスト使用実態調査」という。）を実施している。

16 県における病院アスベスト使用実態調査の実施状況等を調査したところ、次のとおり、使用された建材にアスベストが含有されているかを確認するための分析調査を要する病院や飛散・ばく露のおそれがあるアスベスト含有建材の除去等が完了していない病院が残存しているにもかかわらず、分析調査や除去等の措置の実施について、適切に指導されていない状況がみられた。

病院アスベスト使用実態調査の結果（平成 24 年 3 月 30 日公表）によると、調査した 16 県のうち、12 県において、①アスベスト含有建材の有無の確認のため分析調査を行う必要があるもの（10 県 33 病院）、②使用が判明したアスベスト含有建材の除去等の措置が完了していないもの（8 県 19 病院）が残っている。

これら分析調査が必要な病院及びアスベスト含有建材の除去等の措置が未了の病院について、厚生労働省は、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査の調査結果の公表等について」（平成 24 年 3 月 30 日付け医政指発 0330 第 1 号厚生労働省医政局指導課長通知）において、県に対し、病院の管理者等が速やかに分析調査、除去等の措置を講ずるよう指導を行うことを依頼しているが、①分析調査の実施を指導していないもの（3 県 7 病院）、②アスベスト含有建材の除去等の実施を指導していないもの（1 県 4 病院）がみられた。

指導を行っていない理由について、調査した県では、記録が残っておらず判然としないものもあるが、アスベスト含有建材の除去等の措置は病院が自主的に行うべきものであり、指導を行う必要はないとするもの（1 県）のほか、これまで実施した病院アスベスト使用実態調

査の関係資料（厚生労働省に対する報告文書、各病院への照会文書、病院からの回答文書等）が保存されていないため、分析調査を要する病院の特定ができない状態にあるもの（1県）もみられた。

しかしながら、病院利用者等のアスベストによる健康被害を未然に防止する上で、アスベスト含有建材の使用の有無の確認、除去等の措置を講じておくことは極めて重要であり、関係資料を確実に保存し、適切な対応が講じられるよう指導していく必要があると考えられる。

【所見】

したがって、厚生労働省及び国土交通省は、病院、社会福祉施設等及び民間建築物におけるアスベストの使用実態を的確に把握し、その除去等を進める観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 厚生労働省は、病院アスベスト使用実態調査について、県に対し、その関係資料を確実に保存するよう周知徹底するとともに、分析調査及びアスベスト含有建材の除去等の措置が未了の病院において適切な対応が講じられるよう、改めて指導の徹底を図るよう要請すること。（後略）

イ アスベスト含有保温材等の使用実態の把握等

（イ）病院及び社会福祉施設等

病院及び社会福祉施設等については、調査対象県市ではアスベスト含有保温材等の使用状況を調査しているものはみられなかった。

その理由について、調査対象県市は、①平成26年3月に石綿則が改正されたこと等の状況を承知していないことのほか、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査を行う場合、②厚生労働省から調査の実施について要請がないこと、③当該調査の実施に伴う施設所有者の負担や専門家による調査を行うための県市の経費負担が生じること等を挙げている。

既にアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査が行われている学校施設等や地方公共団体所有施設の一部に対する調査結果をみても、アスベスト含有保温材等の使用が一定程度認められ、その損傷、劣化等によるばく露のおそれが指摘されており、これらの状況に鑑みると、地方公共団体所有施設、病院、社会福祉施設等について石綿則の遵守の徹底等に関する注意喚起やアスベスト含有保温材等の使用状況の把握とその損傷、劣化等の点検を進めていくことが必要と考えられる。

【所見】

したがって、総務省及び厚生労働省は、アスベスト含有保温材等の劣化、損傷等による施設利用者等の健康被害の発生を未然に防止する観点から、次の措

置を講ずる必要がある。

① （略）

② 厚生労働省は、県市に対し、病院及び社会福祉施設等の所有者等に石綿則の遵守の徹底等について注意喚起するよう要請するとともに、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施を要請すること。

(別添)

医政発 0629 第 5 号
平成 28 年 6 月 29 日

各都道府県知事 殿
(熊本県を除く)

厚生労働省医政局長
(公印省略)

病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査に係るフォローアップ調査及びアスベスト(石綿)含有保温材等使用実態調査の実施について(依頼)

病院における吹付けアスベスト対策については、「病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査に係るフォローアップ調査について(依頼)」(平成 24 年 2 月 3 日付医政指発 0203 第 1 号厚生労働省医政局指導課長通知)などにより、従来から調査の実施をお願いしてきたところですが、今般、総務省行政評価局から、「アスベスト対策に関する行政評価・監視―飛散・ばく露防止対策を中心として―」の結果に基づく勧告(以下「勧告」という。)が行われました。勧告を踏まえ、患者及び職員等の安全対策に万全を期すために、下記のとおり、「病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査」のフォローアップ調査を行うとともに、新たに「病院におけるアスベスト(石綿)含有保温材等使用実態調査」を行うこととしましたので、下記により調査を実施していただきますようお願いいたします。

なお、平成 28 年熊本地震により、熊本県の一部の地域の病院については、現時点で調査を実施することが困難であると考えられることから、今回の調査については、熊本県内の病院は調査対象外とすることを申し添えます。

記

1. 病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査に係るフォローアップ調査について

(1) フォローアップ調査の実施について

「病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査に係るフォローアップ調査の調査結果の公表等について」(平成 24 年 3 月 30 日付医政指発

0330 第1号厚生労働省医政局指導課長通知)において、「分析調査中の病院」及び「ばく露のおそれがある場所を有する病院で措置状況が措置予定又は未定の病院」のその後の状況について、「病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査に係るフォローアップ調査実施要領」(別添1)に基づき、再度フォローアップ調査を実施していただくようお願いいたします。

また、前回のフォローアップ調査以降、開設者変更、その他状況に変更がある場合においても調査表の提出を併せてお願いいたします。

(2) 調査実施後の対応について

今回のフォローアップ調査の結果については、使用実態調査で公表した事項に加え、ばく露のおそれがある場所を有する病院で措置状況が「措置済」、「措置予定」又は「未定」である病院及び「未回答の病院」について、その病院名等を公表する予定としておりますので、その旨を該当病院に周知いただきますようお願いいたします。

また、今回のフォローアップ調査結果において、「分析調査中の病院」、「ばく露のおそれがある場所を有する病院で措置状況が措置予定又は未定の病院」及び「未回答の病院」を有する都道府県に対し、その後の指導の状況等について報告を求める予定としておりますので、御了知ください。

2. 病院におけるアスベスト含有保温材等使用実態調査の実施について

勧告を受け、患者及び職員等の安全対策に万全を期すために、新たに「病院におけるアスベスト(石綿)含有保温材等使用実態調査」を実施することとしました。

本調査について、貴都道府県の建築関係部局、環境関係部局、福祉関係部局、教育関係部局などと十分連携の上、管下の病院に対し、調査を依頼するとともに、「病院におけるアスベスト(石綿)含有保温材等使用実態調査実施要領」(別添2)に基づき、調査を実施していただくようお願いいたします。

なお、本調査の結果については公表を検討していることを申し添えます。

病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査
に係るフォローアップ調査実施要領

1. 調査の対象等

(1) 分析調査中の病院の状況

- ① 平成 24 年 2 月 3 日付医政指発 0203 第 1 号医政局指導課長通知によりお願いした「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査について（依頼）」において、アスベストの「分析調査中」であった 51 病院のその後の状況について、新たに病院で作成される様式 1 を踏まえ、様式 2 を作成し提出すること。（様式 2 を作成する際には、前回フォローアップ調査の結果と合わせて作成すること。）
- ② 前回のフォローアップ調査数と今回のフォローアップ調査数の新旧比較について、様式 3 を作成し提出すること。
- ③ 上記①の、その後の状況の回答で、ばく露のおそれがある場所を有することが判明した病院については、病院で作成される様式 4 を踏まえ、様式 5 を作成し、そのうち新たに措置済みとなった病院については、様式 6 を作成し併せて提出すること。

(2) ばく露のおそれがある場所を有する病院の状況

- ① 前回フォローアップ調査において、ばく露のおそれがある場所を有する病院のうち「措置予定」又は「未定」と回答した 33 病院のその後の措置状況について、病院で作成される様式 4 を踏まえ、様式 5 を作成し提出すること。
- ② 前回フォローアップ調査時以降に措置済みとなった病院については、様式 6 を作成し提出すること。
- ③ 前回フォローアップ調査において、「分析調査中の病院」は有さず、「ばく露のおそれがある場所を有する病院で措置状況が措置予定又は未定の病院」のみを有する都道府県（6 県）においては、様式 8 を作成し提出すること。

(3) 未回答の病院及び分析調査中の病院の状況

今回のフォローアップ調査において、未回答、分析調査中の病院については、様式 7 を作成し提出すること。

(4) 開設者種別の更新等に伴うフォローアップ

前回のフォローアップ調査結果において、「分析調査中の病院」及び「ばく露のおそれがある場所を有する病院で措置状況が措置予定又は未定の病院」のいずれも有しない都道府県（20 府県）においては、様式 8 のみ作成し提出すること。

前回フォローアップ調査結果において 有する病院		提出する様式						
	「分析調査中 の病院」	「ばく露のおそれがある場所を有する病院で措置状況が措置予定又は未定の病院」	様式2	様式3	様式5	様式6	様式7	様式8
①	○	○	○	○	○	○	○	×
②	○	×	○	○	○	○	○	×
③	×	○	×	×	○	○	○	○
④	×	×	×	×	×	×	×	○

①に該当する都道府県	福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、愛知県、三重県、大阪府、岡山県
②に該当する都道府県	北海道、岩手県、山形県、栃木県、群馬県、神奈川県、石川県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県
③に該当する都道府県	宮城県、秋田県、長野県、岐阜県、滋賀県、兵庫県
④に該当する都道府県	青森県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、静岡県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県

※熊本県は今回調査の対象外

2. 調査表の作成要領

(1) 開設者種別の更新について

前回フォローアップ調査実施後、法改正等により病院の開設者区分に変更があったため、(別紙1)のとおり、病院開設者の種別一覧を更新したので、前回調査から病院開設者が変更となっている場合、(別紙1)の開設者種別に従い、調査表に記入すること。

《更新のポイント》

- ・旧開設者種別における「全社連」、「厚生団」、「船員保険会」の病院は、平成26年度より独立行政法人地域医療機能推進機構が開設者となり、厚生労働省の所管となったため、都道府県においては、「4 独立行政法人」の病院数に計上せず、「25 地域医療機能推進機構(JCHO)」に計上すること。
- ・旧開設者種別における「海員救済会」は、平成25年度より一般社団法人に移行したため、「20 その他の法人」に計上すること。
- ・前回までの調査で「都道府県」、「市町村」等に計上していた病院の開設者が、「地方独立行政法人」に移行している場合等は、集計し直し、それぞれに計上すること。

(2) 様式1及び様式2について

ア 前回フォローアップ調査において、アスベストの「分析調査中」であった病院(全

都道府県計 51 病院) について、その後の状況を記載すること。

イ 記載方法は、使用実態調査 (20. 5. 1) 時の調査要領と同じである。ただし、「開設者種別」欄は、今回調査時点 (28. 7. 1) の開設者種別を記載すること。

ウ 都道府県においては、病院から提出された様式 1 (病院個表) を開設者種別ごとに取りまとめ、前回フォローアップ調査の結果と合わせて、様式 2 の「総括表」を作成すること。その他、様式に記載している記入要領をよく読んで作成すること。

(3) 様式 3 について

今回調査時点の開設者種別ごとに、病院数、調査対象病院数を記載するとともに、回答病院、分析調査中の病院及び未回答病院の新旧の数を記載すること。「② 調査対象病院数」、「③ 回答病院数」、「④ 分析調査中の病院数」、「⑤ 未回答病院数」については、「新」欄だけでなく「旧」欄も必ず今回調査時点の開設者種別で集計し直すこと。その他、様式に記載している記入要領に従い作成すること。

(4) 様式 4 及び様式 5 について

ア 前回フォローアップ調査において、ばく露のおそれがある場所を有する病院のうち「措置予定」又は「未定」と回答した病院 (全都道府県計 33 病院) について、その後の措置状況を記載すること。(措置済みの場合も記載すること。)

イ 前回フォローアップ調査において、「分析調査中」であった病院で、その後、新たにばく露のおそれがある場所を有することが判明した病院について、その措置状況を記載すること。

ウ 病院が作成する様式 4 は次により記載すること。

- ・「開設者種別」欄は、上段に今回調査時点の開設者種別を記載し、下段の括弧に前回調査時点の開設者種別も必ず記載すること。

- ・「日常利用場所」・・・患者又は職員等が常時使用する場所を指すものであること。

- ・「その他の場所」・・・「日常利用場所」以外の全ての場所を指すものであること。

- ・「患者利用あり」、「患者利用なし」・・・(別紙 2) の区分により記載するものであること。

- ・「措置予定」・・・工事中及び具体的に工事日程が決まっている場合を指すものであるが、工事日程が決まっているか否かに関わらず、該当場所について利用を停止し封鎖している場合も「措置予定」とするものであり、それらの状況を具体的に記載すること。

- ・「未定」・・・「措置済」及び「措置予定」以外を指すものであり、その理由を具体的に記載すること。

エ 都道府県においては、病院から提出された様式 4 (病院個表) を開設者種別ごとに取りまとめ、様式 5 の「総括表」を作成すること。「開設者種別」欄は、上段に今回調査時点の開設者種別を記載し、下段の括弧に前回調査時点の開設者種別も記載されていることを確認すること。

オ 様式5の備考欄には、次のいずれかの記号を記載すること。

「済」・・・前回フォローアップ調査時から「措置状況」が全て「措置済」となった病院。

「改」・・・前回フォローアップ調査時から「措置状況」に更新があった病院。

※更新前の状況も記載すること。また、ばく露のおそれのある場所が複数で、そのうち一部の更新の場合は、「一部改」としその内容を記載すること。

「継」・・・前回フォローアップ調査時から継続して「措置状況」に変更がない病院。

「新」・・・前回フォローアップ調査時に「分析調査中」であった病院で、その後、新たに「ばく露のおそれがある場所を有する」ことが判明した病院。

(5) 様式6について

前回フォローアップ調査において、「分析調査中」であった病院及びばく露のおそれがある場所を有する病院のうち「措置予定」又は「未定」と回答した病院が、その後、措置済となった場合は、その病院名、措置内容、措置年月日等を区分ごとに記載すること。「開設者種別」欄は、上段に今回調査時点の開設者種別を記載し、下段の括弧に前回調査時点の開設者種別も必ず記載すること。

(6) 様式7について

今回のフォローアップ調査において、分析調査中又は未回答の病院について、開設者別に記載すること。「開設者種別」欄は、上段に今回調査時点の開設者種別を記載し、下段の括弧に前回調査時点の開設者種別も必ず記載すること。

その他、特筆すべき事項があれば記入すること。

(7) 様式8について

前回のフォローアップ調査結果において、「分析調査中の病院」及び「ばく露のおそれがある場所を有する病院で措置状況が措置予定又は未定の病院」のいずれも有しない都道府県（20 府県）並びに「分析調査中の病院」は有さず、「ばく露のおそれがある場所を有する病院で措置状況が措置予定又は未定の病院」のみを有する都道府県（6 県）において作成すること。

その他、様式に記載している記入要領に従い作成すること。

3. 公表

提出された調査結果については、使用実態調査（20. 5. 1）で公表した事項に加え、ばく露のおそれがある場所を有する病院で措置状況が「措置済」、「措置予定」又は「未定」の病院及び「未回答の病院」について、その病院名等の公表を予定しているので、その旨を該当病院に周知すること。

4. 調査を行う者

調査は、病院の開設者又は管理者において行う。

5. 調査表提出期限等

○提出期限 平成 28 年 7 月 29 日（金）

調査表の提出に当たっては、Excel 等で作成の上、様式 2、3、5、6、7 及び 8 を下記 6 の提出先にメールにて提出いただくとともに、様式 1 及び 4 の「病院個表」については各都道府県において適切に保存すること。

ただし、様式 1 については、分析調査の結果、トレモライト、アンソフィライト及びアクチノライトのいずれかが含有されていることが判明した場合は、アスベストの種類、使用場所等を記載した病院個表を提出すること。

さらに、使用実態調査（20. 5. 1）、設計図書及び工事記録等既存のアスベスト関連書類に加え、前回までの各フォローアップ調査結果及び今回フォローアップ調査結果についても、各病院の開設者又は管理者において適切に保存されるよう指導すること。

6. 提出先・照会先

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療関連サービス室 牧野、吉田

03-5253-1111（内線 2539）

E-mail: yoshida-yumako@mhlw.go.jp

照会については、できるだけメールにて行うこと。

7. その他

- (1) 新たに、ばく露のおそれがある場所を有することが判明した病院については、法令等に基づき適切な措置を講じるよう指導すること。

なお、指導にもかかわらず、法令等に基づき適切な措置を講じない等の病院については、医療法に基づく立入検査実施部門と十分連携の上、必要に応じて改善命令を行うなどの対応を行うこと。

- (2) 吹付けアスベスト等がある場所を有しているが、現在飛散のおそれがない場合であっても、今後、経年変化で吹付けアスベスト層に劣化や損傷が生じたり、露出面にある吹付けアスベスト等をひっかくなどにより破損した際にはアスベスト繊維が飛散するおそれがある状態になることから、吹付けアスベスト等の状態について、飛散のおそれがないかどうか定期的に把握、確認し、必要な措置を講ずるよう、引き続き指導を行うこと。

病院開設者の種別

開設者番号	開設者の種別	開設者の内容
1	法務省	法務省が開設する病院をいう。
2	宮内庁	宮内庁が開設する病院をいう。
3	防衛省	防衛省が開設する病院をいう。
4	独立行政法人	独立行政法人が開設する病院をいう。(国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、地域医療機能推進機構、国立大学法人は除く。)
5	都道府県	都道府県が開設する病院をいう。ここには、地方自治法第284条第2項の規定により、総務大臣の許可を受けて設立した都道府県一部事務組合の開設するものを含む。
6	市町村	(ア)市町村が開設する病院をいう。ここには、地方自治法第284条第2項の規定により、都道府県知事の許可を受けて設立した市町村一部事務組合の開設するものを含む。 (イ)国民健康保険法施行法の規定により、国民健康保険法の施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合が開設する病院をいう。
7	地方独立行政法人	地方独立行政法人法第2条の規定による法人が開設する病院をいう。
8	日赤	日本赤十字社が開設する病院をいう。
9	済生会	社会福祉法人恩賜財団済生会が開設する病院をいう。
10	厚生連	全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会が開設する病院をいう。
11	北社協	社会福祉法人北海道社会事業協会が開設する病院をいう。
12	国共連	国家公務員共済組合法第3条の規定により設立された国家公務員共済組合及び同法第21条の規定により設立された同連合会が開設する病院をいう。
13	地共連	地方公務員等共済組合法第3条の規定により設立された地方公務員等共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合等)及び同法第27条の規定により設立された全国市町村職員共済組合連合会が開設する病院をいう。
14	私学事業団	私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が開設する病院をいう。
15	健保連	健康保険法の規定により設立した健康保険組合及び健康保険組合連合会が開設する病院をいう。

16	国保連	(ア)国民健康保険法第17条の規定により都道府県知事の認可を受けて設立され、同法第3条第2項の国民健康保険を行う国民健康保険組合が開設する病院をいう(※国民健康保険法第3条第1項の規定により国民健康保険を行う市町村は含まない)。 (イ)国民健康保険法第83条の規定により設立した法人で同法第84条の規定により都道府県知事又は厚生労働大臣の認可を受けた国民健康保険組合団体連合会が開設する病院をいう。
17	公益法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条に定義された公益社団法人又は公益財団法人が開設する病院をいう。
18	医療法人	医療法第39条の規定に基づく法人で、同法第44条の規定により都道府県知事又は厚生労働大臣の認可を受けて設立した医療法人が開設する病院をいう。
19	社福法人	社会福祉法の規定に基づき設立された法人(8・10以外の社会福祉法人)が開設する病院をいう。
20	その他の法人	上記4、7、17～19以外の法人が開設する病院をいう。
21	生協組合	消費生活協同組合法の規定に基づき設立された医療(保健)生活協同組合が開設する病院をいう。
22	会社	会社の従業員及びその家族のために開設した病院で、都道府県知事から開設許可(医療法第7条)を受けたものが会社である病院をいう。なお、会社の健康保険組合が開設する病院は含まない。
23	個人	個人が開設する病院をいう。
24	厚生労働省	厚生労働省が開設する病院(国立障害者リハビリテーションセンター病院)をいう。
25	JCHO	前回フォローアップ調査において、「全社連」、「厚生団」、「船員保険会」に分類されていた病院で、平成26年4月1日に独立行政法人地域医療機能推進機構に移行した病院をいう。

「日常利用場所」「その他の場所」の欄における1)～19)までの区分

○患者利用あり1)～12)

- 1) 病室
- 2) 手術室
- 3) 診察室
- 4) 処置室
- 5) 機能訓練室
- 6) 食堂
- 7) 談話室
- 8) 浴室
- 9) 廊下
- 10) 待合室
- 11) 駐車場
- 12) その他（具体的に記載）

○患者利用なし13)～19)

- 13) ボイラー室
- 14) エレベータ機械室（エレベータ昇降路を含む）
- 15) 機械室
- 16) 倉庫
- 17) 職員宿舎
- 18) 医療関係職種等養成所
- 19) その他（具体的に記載）

(様式1)

病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査に係るフォローアップ調査表(病院個表)

管理者名	
担当者氏名	
電話番号	

	設計図書等による確認 ①				分析調査の方法 ②										措置の状況 ③					
	設計図書等で確認の結果、アスベストが使用されていない	設計図書等で確認の結果、アスベストが使用されている	設計図書等で確認ができず分析調査を実施	設計図書等で確認ができず分析調査が未実施	基発第188号又は 基安化発第0622001号					JIS A1481又はJIS A1481規格群					除去等の措置済	除去等の措置がとられていないもの				
					アスベストが使用されている	左以外の場合 (※トレモライト等を対象としたJIS法による分析調査が必要)			6種類を対象に 分析調査を実施		3種類を対象に分析調査を実施					ばく露のおそれがないもの	日常利用する場所		その他の場所	
						アスベストが使用されていない	アスベストが使用されている	分析調査が未実施	アスベストが使用されていない	アスベストが使用されている	アスベストが使用されている	アスベストが使用されている	分析調査が未実施	措置予定			未定	措置予定	未定	
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ		
(開設者種別)				依頼中				依頼中					依頼中							
(病院名)				依頼予定				依頼予定					依頼予定							

アスベストの種類	使用場所	使用時期	製造メーカー	製品名
①ウに該当する病院で分析調査の結果、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトのいずれかが含有していることが判明した場合は、分かる範囲で右欄にご記入下さい。				

(記入要領)

①のいずれか、該当するもの一つに「○」を付して下さい。(一つの施設で複数に該当する場合は、エ>ウ>イ>アの順で優先して記載して下さい。)

なお、エの欄については、依頼中又は依頼予定のどちらかに「○」を付して下さい。

・アに「○」 → 調査終了です。

・イに「○」 → ③のいずれか一つに「○」を付して下さい。(一つの施設で複数に該当する場合には、以下の順で優先して記載して下さい。)

(措置がとられていないもの>措置済、

ばく露のおそれのあるもの>ばく露のおそれのないもの、

日常利用する場所>その他の場所、

未定>措置予定)

・ウに「○」 → ②のいずれか一つに「○」を付して下さい。

・エに「どちらかに○」 → 調査終了です。

②オ、キ、コ、サ又はスに「○」 → ③のいずれか一つに「○」を付して下さい。(優先順は既に記載のとおり。)

②カ、ケ、シに「○」 → 調査終了です。

②ク、セに依頼中又は依頼予定のどちらかに「○」 → 調査終了です。

③のソ、タに「○」 → 調査終了です。

③のチ、ツ、テ、トに「○」 → (様式4)に必要事項を記入。

都道府県名	
所属課名	
担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

[illegible]

病院から提出された様式1(病院図表)を開設者種別ごとに取りまとめ、前回フォローアップ調査の結果と合わせて作成すること。
前年度まで調査実施済みの病院の開設者が変更となっていた場合は、今回調査時点の開設者種別に更新を行い、集計し直すこと。
また、分析調査済みの病院でなく、調査実施前に廃止・建て替え等があった場合は、計上しては欄から減じ、全面的に28.7、1時点の数値とすること。

「対象病院数」は、前回フォローアップ調査時点(24. 3. 30)の対象病院数から、廃止・建て替え等した病院数を引いた病院数であり、平成28年7月1日時点の調査対象病院数となること。また、対象病院数は、回答病院数・分析調査中の病院数及び未回答の病院数の合計と一致するものであること。

各病院から提出された「病院個表」を開設者種別に集計し、件数を記入して下さい。

①ア～エの合計は、回答病院数と一致するものであること。①イ、②オ、キ、コ、サ、スの合計は、③ソ～トの合計と一致するものであること。

①ウの合計は、②オ～セの合計と一致するものであること。

①エ及び②ク、セについては、上段に「依頼中」の件数を、下段に「依頼予定」の件数を集計し、記入すること。

行の削除など様式の変更はしないこと。

病院における吹付けアスベスト(石綿)使用実態調査に係るフォローアップ調査表(新旧比較)

都道府県名	
所属課名	
担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

開設者種別	全病院数 ①	調査対象病院数 (平成8年度以前 竣工建物) ② (②=③+④+⑤)		回答病院数 (分析調査中を除く) ③		分析調査中の病院数 ④		未回答病院数 ⑤	
		新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
1 法務省									
2 宮内庁									
3 防衛省									
4 独立行政法人									
5 都道府県									
6 市町村									
7 地方独立行政法人									
8 日赤									
9 済生会									
10 厚生連									
11 北社協									
12 国共連									
13 地共連									
14 私学事業団									
15 健保連									
16 国保連									
17 公益法人									
18 医療法人									
19 社福法人									
20 その他の法人									
21 生協組合									
22 会社									
23 個人									
24 厚生労働省									
25 JCHO									
計									

注1) 全ての欄について、前回までで調査実施済みの病院の開設者が変更となっている場合がありますので、今回調査時点の開設者種別で集計し直してください。

注2) 「① 全病院数」の各欄は、様式2の開設者種別各欄の「病院数」とそれぞれ同数であること。

注3) 「② 調査対象病院数」の「新」欄は、様式2の開設者種別各欄の「対象病院数」とそれぞれ同数であること。

「② 調査対象病院数」の「旧」欄は、前回フォローアップ調査の公表時点の数値を、今回調査時点の開設者種別に更新を行い、集計し直して記入して下さい。

注4) 調査対象病院数(②欄)のうち、分析調査結果の回答のあった病院数を③欄に記入し、分析調査中の病院数は④欄、未回答の病院数は⑤欄にそれぞれ記入して下さい。

注5) ③欄、④欄、⑤欄における「新」欄には今回のフォローアップ調査を踏まえ更新した数値を記入し、「旧」欄には、前回フォローアップ調査の公表時点の数値を、今回調査時点の開設者種別に更新を行い、集計し直して記入して下さい。

注6) ②欄、③欄の「新」は様式2総括表の該当欄の数と、④の「新」欄は様式2総括表のエ、ク、セ欄の合計の数と、⑤の「新」欄は様式7の病院数と一致するものであること。

「②旧」欄から「②新」欄を引いた数は、前回フォローアップ調査時点の「ばく露のおそれがある場所を有する病院」、「分析調査中の病院」及び「未回答の病院」のうち廃止等した病院数となること。

病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査に係るばく露のおそれのある病院のフォローアップ調査表(病院個表)

管理者氏名	
担当者氏名	
電話番号	

開設者種別	病院名	措置状況	日常利用場所												その他の場所																未定理由 (具体的に記載)	具体的な対応状況 (○年○月措置(予定)、 サービス利用中止、 ○ ○ 室 は 閉 鎖 等)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			⑤患者利用あり												⑥患者利用なし				⑤患者利用あり														⑥患者利用なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)	12)	13)	14)	15)	16)	17)	18)	19)	1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)			10)	11)	12)	13)	14)	15)	16)	17)	18)	19)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
[前回調査時点の 開設者種別] ()		措 置 済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

- 注 ・ アスベストのある場所に○を付し、未定の場合はその理由、措置済、措置予定の場合はその対応内容・状況を具体的に記載して下さい。
 ・ アスベストが複数の場所である場合は、全て記載して下さい。
 ・ 1)～19)の区分は別紙2を参照して下さい。

病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査に係るばく露のおそれのある病院のフォローアップ調査表(総括表)

都道府県名	
所属課名	
担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

(注)備考欄には、調査要領に基づき、「済」、「改」、「継」及び「新」のいずれか等を記入して下さい。なお、措置予定及び未定欄の数は、様式2総括表のチ、テ及びツ、ト欄の合計の数と一致するものであること。

[illegible]

新たに措置済となった病院名一覧

都道府県名	
所属課名	
担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

区分	開設者種別	病院名	措置内容	措置年月日
例 ①	地方独立行政法人 [前回調査時点の開設者種別] (都道府県)	〇〇〇〇病院	除去	平成 年 月 日
	[前回調査時点の開設者種別] ()			
	[前回調査時点の開設者種別] ()			
	[前回調査時点の開設者種別] ()			
	[前回調査時点の開設者種別] ()			
	[前回調査時点の開設者種別] ()			
	...	...	...	...
		計	病院	

注)・新たに措置済となった病院とは、次の区分①又は②のいずれかにあてはまる場合をいいます。

- ① 前回フォローアップ調査時に「分析調査中」だった病院が、その後、措置済となったことが判明した場合。
 - ② 前回フォローアップ調査時に「措置予定」又は「未定」だった病院が、その後、措置済となった場合。
- ・この様式の病院数と、様式5の「措置済」の病院数は一致するものであること。

〔 分析調査中 〕
〔 未 回 答 〕

病 院 一 覧

都道府県名	
所属課名	
担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

開設者種別	病 院 名	状 況	備 考
〔前回調査時点の開設者種別〕 ()		分析調査中 未回答	
〔前回調査時点の開設者種別〕 ()		分析調査中 未回答	
〔前回調査時点の開設者種別〕 ()		分析調査中 未回答	
〔前回調査時点の開設者種別〕 ()		分析調査中 未回答	
〔前回調査時点の開設者種別〕 ()		分析調査中 未回答	
〔前回調査時点の開設者種別〕 ()		分析調査中 未回答	
〔前回調査時点の開設者種別〕 ()		分析調査中 未回答	
〔前回調査時点の開設者種別〕 ()		分析調査中 未回答	
...	...	...	...
合計	分析調査中 病院	未回答 病院	

〔 その他特筆すべき事項があれば記入してください。 〕

- 注)
- ・今回フォローアップ調査において、分析調査中又は未回答の病院について、開設者別に記載して下さい。
 - ・「開設者種別」欄は、上段に今回調査時点の開設者種別を記載し、下段の括弧に前回調査時点の開設者種別も必ず記載して下さい。
 - ・「状況」欄は、該当するものに○を付して下さい。
 - ・必要に応じて、行を追加して記入して下さい。

都道府県名	
所属課名	
担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

[illegible]

（記入要領）

【注意点】

- ・「全病院数」は、使用実態調査の時点（平成28年7月1日時点）の病院数を記入すること。
- ・B、C、E欄は他の欄を入力すると自動で入力されるため、手入力しないこと。
- ・行の削除など様式の変更はしないこと。

【記載要領】

- ・前回までで調査実施済みの病院の開設者が変更となっている場合があるため、今回調査時点の開設者種別に更新を行い、集計し直すこと。
- ・また、分析調査済みの病院であっても、調査実施後に廃止・建て替え等があった場合は、計上していた欄から減じ、全面的に平成28年7月1日時点の数値とすること。
- ・「対象病院数」は、平成28年7月1日時点の調査対象病院数であり、回答病院数、分析調査中の病院数及び未回答の病院数の合計と一致するものであること（C、L、Mを入力すると自動で入力されます。）。
- ・「回答病院数」は、D欄とE欄の合計と一致するものであること（D、Eを入力すると自動で入力されます。）。
- ・E欄の数は、F～Kの合計と一致するものであること（F～Kを入力すると自動で入力されます。）。
- ・L欄の病院については、上段に「依頼中」の件数を、下段に「依頼予定」の件数を集計し、記入して下さい。
- ・D、F、G欄は、調査実施後に廃止・建て替え等があった場合は、計上していた欄から減じるとともに、「除去等の措置済」又は「ばく露のおそれがないもの」とされていた病院の状況が変化している場合は反映し、全面的に平成28年7月1日時点の数値とすること。
- ・前回のフォローアップ調査結果において、「分析調査中の病院」、「ばく露のおそれがある場所を有する病院で措置状況が措置予定又は未定の病院」及び「未回答の病院」のいずれも有しない都道府県（20府県）においては、「除去等の措置済」又は「ばく露のおそれがないもの」とされていた病院の状況が変化している場合を除き、H～M欄の各欄の合計がそれぞれ「0」となっていることを確認すること。
- ・前回フォローアップ調査において、「分析調査中の病院」は有さず、「ばく露のおそれがある場所を有する病院で措置状況が措置予定又は未定の病院」のみを有する都道府県（6県）においては、病院の状況が変化している場合を除き、L欄の合計が「0」となることを確認すること。

病院におけるアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査実施要領

1. 調査対象施設

(別紙 1) に掲げる病院

2. 調査対象建築物等及び調査対象建材

調査対象建築物等は、平成 18 年 9 月 1 日以後に新築の工事に着手した建築物を除く全ての建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）とし、当該建築物等に使用されている、次のアからウに掲げるものを調査対象建材とする。

■調査対象建築物等と調査対象建材の区分一覧

調査対象建材	調査対象建築物等		病院個表 の様式	総括表 の様式
	平成 18 年 8 月 31 日 以前に新築の工事に 着手した建築物等	平成 18 年 9 月 1 日 以後に新築の工事に 着手した建築物等		
ア 保温材	○	×	様式 1-1、 1-2	様式 2-1、 2-2 様式 3 様式 4
イ 耐火被覆材	○	×		
ウ 煙突用断熱材	○	×		

○：調査対象

×：調査対象外

ア 保温材：熱の損失を防止するために、熱源本体やダクト（配管）に使用されているもの。石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有ケイ酸カルシウム保温材、石綿含有バーミキュライト保温材、石綿含有水練り保温材など。

イ 耐火被覆材：吹き付け材の代わりとして、下地や化粧として鉄骨部分や鉄骨柱、梁に使用されているもの。石綿含有耐火被覆材、石綿含有ケイ酸カルシウム板第二種、石綿含有耐火被覆塗り材など。

ウ 煙突用断熱材：煙突用石綿断熱材。

（屋根用折板断熱材については、吹き付けアスベスト等使用実態調査において既に実施済みのため、対象外とする。）

3. 調査対象建材の特定方法

設計図書等に基づき、その建築物等に使用されている建材が調査対象建材に該当するか否かについて業者等に確認を行うなどして、調査対象建材及びその使用部位を特定する。（特定に当たっては、建築物について、一部の部屋に限定することなく建築物全体について対象とすること。また、エレベーターの昇降路内にもアスベストが使

用されていることがあるので留意すること。さらに、工作物についても建築物同様の規制を行うこととなっているため、用途上、構造上、建築物とは関係なく、土地に独立して造られる煙突であっても、対象とすること。）

その際、(別紙2)(出典：国土交通省・経済産業省「石綿(アスベスト)含有建材データベース」(<http://www.asbestos-database.jp/>))に示す品目例に該当するか否かが一つの具体的判断基準と考えられるが、この品目例以外にも調査対象建材に該当するものがある可能性があるため、アスベストの含有の有無が明確に判断できない場合は、分析調査を行い、調査漏れのないよう十分留意すること。

※ 特に、過去において建材等に使用された石綿は、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライト(以下「クリソタイル等」という。)とされていたが、トレモライト、アンソフィライト及びアクチノライト(以下「トレモライト等」という。)が建築物の吹付け材から検出された事案があることから、(別紙2)に示す品目例に該当しない場合であっても、使用されている保温材等にトレモライト等を含む石綿が使用されていないか、改めて業者に確認を行い、確認ができない場合は分析調査を行うなど、適切に対応すること。

また、設計図書等においてアスベスト使用の有無が確認できず、分析調査を実施する場合は、「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」(平成20年2月6日付基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)に基づき、適切に行うこと。

なお、公益社団法人日本作業環境測定協会のホームページにおいて、石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関の一覧を公表しているので、分析調査実施の参考とすること。

4. 調査の実施者

調査は、病院の開設者又は管理者において行う。

5. 調査実施の留意点

調査の実施に当たっては、これまでに病院において実施してきた設計図書等による確認や分析調査の結果を踏まえ、さらに以下の事項に留意のうえ、「病院個表」に記載すること。

- (1) 設計図書等によりアスベスト使用の有無を確認する場合は、特に前述の3「調査対象建材の特定方法」の※印の記載に十分留意すること。

なお、施工された建材についてトレモライト等を含む全ての種類のアスベストが使用されていないことが設計図書等により明らかである場合は、石綿則第3条第2項の規定により、分析調査の必要はない。

(2) 設計図書等ではアスベスト使用の有無が確認できず、分析調査を実施する場合は、

ア 新たに分析調査を実施する場合は、JIS 法により 6 種類のアスベストを対象とした分析調査を実施すること。

イ これまでに「平成 8 年 3 月 29 日付基発第 188 号労働省労働基準局長通知」又は「平成 17 年 6 月 22 日付け基安化発第 0622001 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知」による分析調査を実施し、「アスベストの含有なし」とされているものは、これらの分析方法がトレモライト等を対象とする分析方法ではないことから、トレモライト等を対象とし、JIS 法による分析調査を実施すること。

また、JIS 法による分析調査の結果、「アスベストの含有なし」とされているものについても、トレモライト等を対象としていない場合は、トレモライト等を対象とした分析調査を実施すること。

なお、上記通知による分析調査又はトレモライト等を対象としない JIS 法による分析調査の場合であって、当該分析調査で実施された X 線回析分析の X 線回析パターンにおいて、トレモライト等の回析線のピークが認められ、所有者が当該分析調査の結果に基づいて、トレモライト等がその重量の 0.1% を超えて含有しているとして必要な措置を実施した場合（実施予定を含む。）は、改めて分析調査を行う必要はない。

ウ JIS 法による分析調査については、これまで JIS A1481 に従って実施してきたが、平成 26 年 3 月 31 日に JIS A1481 が廃止され、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成 26 年 3 月 31 日付基発 0331 第 31 号厚生労働省労働基準局長通知）により、JIS A1481-1、JIS A1481-2 及び JIS A1481-3 の JIS 規格群により実施することとなったことから、新たに JIS 法による分析調査を行う場合は、JIS 規格群により実施すること。

なお、平成 28 年には JIS A1481-1、JIS A1481-2 の改訂及び JIS A1481-4 の追加があったことから、詳細な調査方法については「石綿分析マニュアル【1.04 版】」（平成 28 年 3 月 厚生労働省）等を参考にすること。

また、既に廃止前の JIS A1481 により分析調査を行ったものについては、新設後の JIS 法により改めて分析調査を行う必要はない。

(3) 従来の調査において、

- ・ 設計図書等に基づきアスベスト（石綿）含有保温材等の使用が判明し除去等の措置を実施している場合
- ・ 設計図書等や分析調査により 6 種類のアスベストが使用されていないことが明らかな場合

は、今回改めて調査を行う必要はなく、調査表の提出に当たっては、従来の調査結果を基に記入すること。

6. 調査時点

調査時点は、平成28年7月1日（金）とする。

7. 調査表提出期限

平成28年9月30日（金）

調査表の提出に当たっては、Excel で作成のうえ、「総括表」及び「未回答病院一覧」を下記8の提出先にメールにて提出いただくとともに、「病院個表」については各都道府県において、適切に保存すること。

ただし、「病院個表」において、分析調査の結果、トレモライト等のいずれかが含有されていることが判明した場合は、アスベストの種類、使用場所等を記載した病院個表を提出すること。

また、本調査結果、設計図書及び工事記録等アスベスト関連書類については、各病院開設者または管理者において適切に保存すること。

8. 提出先・照会先

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療関連サービス室 牧野、吉田

03-5253-1111（内線 2539）

E-mail: yoshida-yumako@mhlw.go.jp

照会については、できるだけメールにて行うこと。

9. 調査表の作成要領

（1）病院個表について

① 「除去等の措置済」とは、除去済の他に「封じ込め状態」（※1）又は「囲い込み状態」（※2）にあるものを指すものであること。

（※1）封じ込め状態とは、アスベスト含有保温材等をそのまま残し、薬剤等によりアスベストの表層等を固着化して、粉じんが飛散しない状態。

（※2）囲い込み状態とは、アスベスト含有保温材等が使用空間に露出しないように壁、天井等で完全に覆われ、粉じんが飛散しない状態。

② 「ばく露のおそれがないもの」とは、措置済状態ではないが、アスベスト含有保温材等の損傷、劣化等による粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない状態を指すものであること。

③ 「ばく露のおそれがあるもの」とは、措置済状態ではなく、アスベスト含有保温材等の損傷、劣化等による粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある状態を指すものであること。なお、「ばく露のおそれがあるもの」については、直

ちにアスベストの除去を行うなど、法令に基づき適切な措置を講じること。

- ④ 「日常利用する場所」とは、患者又は職員等が常時使用する場所を指すものであること。
- ⑤ 「その他の場所」とは、「日常利用する場所」以外の全ての場所を指すものであること。
- ⑥ 「措置予定」とは、工事中及び具体的に工事日程が決まっている場合を指すものであること。なお、工事日程が決まっているか否かに関わらず、該当場所について利用を停止し封鎖している場合も「措置予定」とすること。
- ⑦ 「未定」とは、「除去等の措置済」及び「措置予定」以外を指すものであること。
- ⑧ その他、各様式に記載した記入要領に従い作成すること。

○様式 1-1 について

調査対象病院が有する建築物等に、調査対象建材が使用されているかを調査し、調査対象病院ごとに作成すること。

なお、煙突用断熱材については、(別紙 4) で石綿セメント円筒とアスベスト含有煙突用断熱材の違いについて確認の上、間違いのないように記入すること。煙突用断熱材が使用されていない石綿セメント円筒等で造られている煙突については、本調査の対象外であるので注意すること。

○様式 1-2 について

様式 1-1 の「措置の状況 ③」において、ばく露のおそれがある場所を有する病院のうち「措置予定」又は「未定」と回答した病院について、調査対象病院ごとに作成すること。

(2) 総括表について

○様式 2-1 について

都道府県においては、病院から提出された(様式 1-1)を開設者種別(別紙 1 を参照) ごとに取りまとめ、総括表を作成して提出すること。

なお、開設者種別ごとに、全病院数、調査対象病院数及び回答病院数を記載すること。

その他、様式に記載した記入要領に従い、作成すること。

○様式 2－2 について

都道府県においては、病院から提出された（様式 1－2）を取りまとめ、総括表を作成して提出すること。

○様式 3 について

提出期限において分析調査中の病院については、都道府県において、（様式 3）の「分析調査中病院一覧」を作成のうえ、提出すること。

○様式 4 について

提出期限において未回答の病院については、都道府県において、（様式 4）の「未回答病院一覧」を作成のうえ、提出すること。

病院開設者の種別

開設者番号	開設者の種別	開設者の内容
1	法務省	法務省が開設する病院をいう。
2	宮内庁	宮内庁が開設する病院をいう。
3	防衛省	防衛省が開設する病院をいう。
4	独立行政法人	独立行政法人が開設する病院をいう。(国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、地域医療機能推進機構、国立大学法人は除く。)
5	都道府県	都道府県が開設する病院をいう。ここには、地方自治法第284条第2項の規定により、総務大臣の許可を受けて設立した都道府県一部事務組合の開設するものを含む。
6	市町村	(ア)市町村が開設する病院をいう。ここには、地方自治法第284条第2項の規定により、都道府県知事の許可を受けて設立した市町村一部事務組合の開設するものを含む。 (イ)国民健康保険法施行法の規定により、国民健康保険法の施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合が開設する病院をいう。
7	地方独立行政法人	地方独立行政法人法第2条の規定による法人が開設する病院をいう。
8	日赤	日本赤十字社が開設する病院をいう。
9	済生会	社会福祉法人恩賜財団済生会が開設する病院をいう。
10	厚生連	全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会が開設する病院をいう。
11	北社協	社会福祉法人北海道社会事業協会が開設する病院をいう。
12	国共連	国家公務員共済組合法第3条の規定により設立された国家公務員共済組合及び同法第21条の規定により設立された同連合会が開設する病院をいう。
13	地共連	地方公務員等共済組合法第3条の規定により設立された地方公務員等共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合等)及び同法第27条の規定により設立された全国市町村職員共済組合連合会が開設する病院をいう。
14	私学事業団	私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が開設する病院をいう。
15	健保連	健康保険法の規定により設立した健康保険組合及び健康保険組合連合会が開設する病院をいう。

16	国保連	(ア)国民健康保険法第17条の規定により都道府県知事の認可を受けて設立され、同法第3条第2項の国民健康保険を行う国民健康保険組合が開設する病院をいう(※国民健康保険法第3条第1項の規定により国民健康保険を行う市町村は含まない)。 (イ)国民健康保険法第83条の規定により設立した法人で同法第84条の規定により都道府県知事又は厚生労働大臣の認可を受けた国民健康保険組合団体連合会が開設する病院をいう。
17	公益法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条に定義された公益社団法人又は公益財団法人が開設する病院をいう。
18	医療法人	医療法第39条の規定に基づく法人で、同法第44条の規定により都道府県知事又は厚生労働大臣の認可を受けて設立した医療法人が開設する病院をいう。
19	社福法人	社会福祉法の規定に基づき設立された法人(8・10以外の社会福祉法人)が開設する病院をいう。
20	その他の法人	上記4、7、17～19以外の法人が開設する病院をいう。
21	生協組合	消費生活協同組合法の規定に基づき設立された医療(保健)生活協同組合が開設する病院をいう。
22	会社	会社の従業員及びその家族のために開設した病院で、都道府県知事から開設許可(医療法第7条)を受けたものが会社である病院をいう。なお、会社の健康保険組合が開設する病院は含まない。
23	個人	個人が開設する病院をいう。
24	厚生労働省	厚生労働省が開設する病院(国立障害者リハビリテーションセンター病院)をいう。
25	ハンセン	国立ハンセン病療養所をいう。
26	NHO	独立行政法人国立病院機構が開設する病院をいう。
27	NC	国立研究開発法人国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センターが開設する病院をいう。
28	JCHO	独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する病院をいう。

石綿含有建材品目例(参考)

○吹付け材(レベル1) ※平成20年度等に調査実施済み(今回の調査の対象外)

	建材名(一般名)	商品名
吹付け材	吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、湿式石綿含有吹付け材、石綿含有吹付けバーミキュライト、石綿含有吹付けパーライト	国土交通省・経済産業省「石綿(アスベスト)含有建材データベース」参照

○保温材・耐火被覆材・断熱材(レベル2) (今回の調査対象)

※ただし、屋根用折板石綿断熱材(平成20年度等に調査実施済み)を除く

	建材名(一般名)	商品名	製造時期	石綿含有率	石綿の種類
保温材	石綿含有けいそう土保温材	珪藻土保温材1号	— ~ 1974	1~10	アモサイト
	石綿含有けい酸カルシウム保温材	インヒビライト(カバー)	1977 ~ 1979	7	アモサイト
		インヒビライト(ボード)	1977 ~ 1979	7	アモサイト
		エックスライトボード	1965 ~ 1979	10	クリソタイル、アモサイト
		シリカカバー(#1000シリカ)	1965 ~ 1978	6	クリソタイル
		シリカカバー(#650シリカ)	1952 ~ 1978	4~5	アモサイト
		シリカボード(#1000シリカ)	1965 ~ 1978	6	クリソタイル
		シリカボード(#650シリカ)	1952 ~ 1978	4~5	アモサイト
		シリカライト	1940 ~ 1980	1~25	アモサイト
		スーパーテンプボード	1963 ~ 1978	5~10	アモサイト
		ダイパライト(カバー)	1976 ~ 1979	7~10	アモサイト
		ダイパライト(ボード)	1976 ~ 1979	7~10	アモサイト
		ダイヤライト	1960 ~ 1979	3	アモサイト
		ベストライト	1971 ~ 1983	5以下	アモサイト
		ベストライトカバー	1960 ~ 1979	5	アモサイト
		ベストライトボード	1965 ~ 1979	10	クリソタイル、アモサイト
	石綿含有バーミキュライト保温材	バーミキュライト保温材	— ~ 1987	20~30	クリソタイル、アモサイト
	石綿含有パーライト保温材	三井パーライト保温材	1965 ~ 1974	1	アモサイト
	石綿保温材	カポサイト	1960 ~ 1979	80~100	アモサイト
		スポンヂカバー	1972 ~ 1978	100	アモサイト
		スポンヂボード	1972 ~ 1978	100	アモサイト
	石綿含有水練り保温材	85%マグネシヤ保温材	— ~ 1974	10~20	クリソタイル
		高熱コムバウンド	— ~ 1976	1~5	アモサイト
		耐熱コンバウンド	— ~ 1986	2~3	アモサイト
		シリカライト塗材	— ~ 1986	1~4	アモサイト
		ハードセッティングセメント	— ~ —	1~4	アモサイト
		遮音ハードセメント	— ~ —	1~30	クリソタイル、アモサイト
		クイックラグ	— ~ 1987	25	クリソタイル
		ハードプラスター	— ~ 1987	15	クリソタイル
		シャモット保温材	— ~ 1974	1~10	アモサイト

耐火被覆材	石綿含有けい酸カルシウム板第2種	イビキッチンウォール不燃	1978 ～ 1990	—	—
		エスボードK-2号	1969 ～ —	—	—
		カラーゼロベースト-D	— ～ —	11以上	クリソタイル
		カラーゼロベースト-U	1995 ～ 1997	11以上	クリソタイル
		カラーゼロベースト-UV	1995 ～ 2004	11以上	クリソタイル
		カラーゼロベースト-V	1995 ～ 2004	11以上	クリソタイル
		カルシライト	1978 ～ 1988	単体3	アモサイト
		カルシライトH品(1号)	1973 ～ 1988	0.1～20	アモサイト
		カルシライトL品(2号)	1973 ～ 1988	0.1～20	アモサイト
		キャスライトH	1965 ～ 1990	10～20	アモサイト
		キャスライトL	1965 ～ 1987	10～20	アモサイト
		ケイカライト	1968 ～ 1986	5	クリソタイル、アモサイト
		ケイカライトL	1971 ～ 1987	5	クリソタイル、アモサイト
		コーベライト1号	1984 ～ 1987	単体11以上	クリソタイル
		コーベライト2号	1984 ～ 1987	単体11以上	クリソタイル
		サーモボードL	1983 ～ 1987	2～3	アモサイト
		ゼロベスト	1967 ～ 1990	11以上	クリソタイル
		ゼロベストタイカ1号	1967 ～ 1990	11以上	クリソタイル
		ゼロベストタイカ2号	1967 ～ 1990	11以上	クリソタイル
		ソニックライト一号	1969 ～ 1976	2～3	アモサイト
		ソニックライト二号	1969 ～ 1976	2～3	アモサイト
		ダイアスライト	1968 ～ 1990	5～10	クリソタイル、アモサイト
		ダイアスライトE	1969 ～ 1980	5～10	クリソタイル、アモサイト
		タイカライト1号	1968 ～ 1986	4	クリソタイル、アモサイト
		タイカライト2号	1968 ～ 1986	2	クリソタイル、アモサイト
		タイカライトコラム	1978 ～ 1984	7	アモサイト
		ダンネットライト1号	1975 ～ 1986	単体3.9	クリソタイル、アモサイト
		ダンネットライト2号	1975 ～ 1986	単体2.1	クリソタイル、アモサイト
		フネンファンシーたかくら	1992 ～ 1997	基材11	クリソタイル
		ミュージライト	1980 ～ 1986	4	アモサイト
		リフボード	1966 ～ 1983	—	クリソタイル
		山王カラーRF波板	1967 ～ 1990	基材5以下	クリソタイル
		山王カラースレート	1967 ～ 1990	基材15	クリソタイル
	石綿含有耐火被覆板	VMライト	1969 ～ 1974	15	クリソタイル、アモサイト
		コーベックスマット	1969 ～ 1978	70	クリソタイル、アモサイト
		サーモボード	1963 ～ 1973	25～30	クリソタイル、アモサイト
		トムボード	1969 ～ 1973	50	アモサイト
		プロベストボード	1968 ～ 1975	40	アモサイト
		リフライト	1966 ～ 1983	—	クリソタイル
	石綿含有耐火被覆塗り材	蛭石プaster	1973 ～ —	2	—

断熱材	煙突用石綿断熱材	カポスタック	1964 ～ 1977	70～80	アモサイト
		コンバインボード	1981 ～ 1991	10～30	アモサイト
		ニューカポスタック(断熱層部 ＋ライナー部)	1977 ～ 1987	80～90	クリソタイル、アモサイト
		ハイスタック(角型)	1978 ～ 1990	4.3～8.4	クリソタイル、アモサイト
		ハイスタック(丸型)	1978 ～ 1984	7	アモサイト
	屋根用折板石綿断熱材	フェルトン	平成20年度等に調査実施済み(今回の調査の対象外)		
		ブルーフェルト			

○その他石綿含有建材(成形板等)(レベル3) ※今回の調査の対象外

	建材名(一般名)	商品名
内装材	石綿含有スレートボード・フレキシブル板、石綿含有スレートボード・平板、 石綿含有スレートボード・軟質板、石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板、 石綿含有スレートボード・その他、石綿含有スラグせっこう板、 石綿含有パルプセメント板、石綿含有けい酸カルシウム板第1種、 石綿含有ロックウール吸音天井板、石綿含有せっこうボード、 石綿含有パーライト板、石綿含有その他パネル・ボード、石綿含有壁紙	国土交通省・経済産業省「石綿(アスベスト)含有建材データベース」参照
耐火間仕切	石綿含有けい酸カルシウム板第1種	
床材	石綿含有ビニル床タイル、石綿含有ビニル床シート、石綿含有ソフト巾木	
外装材	石綿含有窯業系サイディング、石綿含有建材複合金属系サイディング、 石綿含有押出成形セメント板、石綿含有けい酸カルシウム板第1種、 石綿含有スレート波板・大波、石綿含有スレート波板・小波、 石綿含有スレート波板・その他	
屋根材	石綿含有住宅屋根用化粧スレート、石綿含有ルーフィング	
煙突材	石綿セメント円筒	
設備配管	石綿セメント管	
設備機器部品	石綿発泡体	

出典: 国土交通省・経済産業省「石綿(アスベスト)含有建材データベース」(<http://www.asbestos-database.jp/>)
東京都「民間建築物等のための建築物アスベスト点検の手引」

「日常利用場所」「その他の場所」の欄における1)～19)までの区分

○患者利用あり1)～12)

- 1) 病室
- 2) 手術室
- 3) 診察室
- 4) 処置室
- 5) 機能訓練室
- 6) 食堂
- 7) 談話室
- 8) 浴室
- 9) 廊下
- 10) 待合室
- 11) 駐車場
- 12) その他（具体的に記載）

○患者利用なし13)～19)

- 13) ボイラー室
- 14) エレベータ機械室（エレベータ昇降路を含む）
- 15) 機械室
- 16) 倉庫
- 17) 職員宿舎
- 18) 医療関係職種等養成所
- 19) その他（具体的に記載）

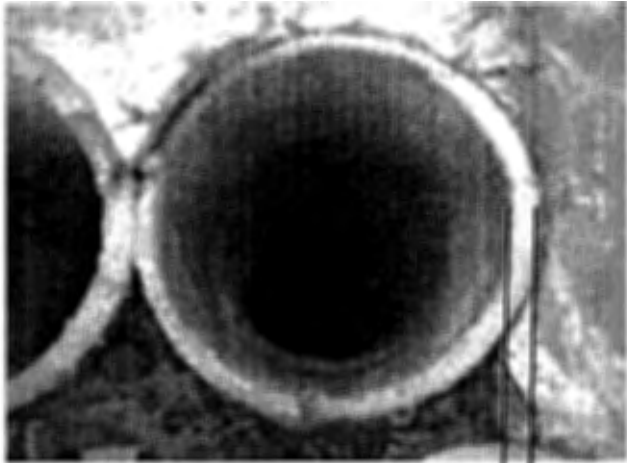
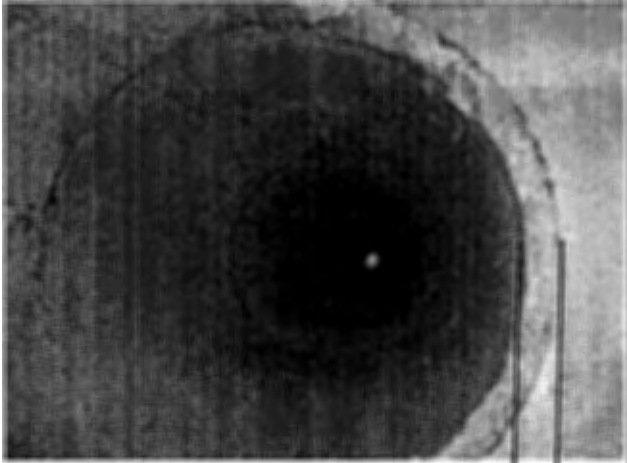
アスベスト含有煙突用断熱材の調査に関する留意事項について

要確認事項

各様式に記載された煙突が、調査対象の煙突かどうか、必ず御確認ください。

石綿セメント円筒等のみが使用されている場合は対象外です。どのような材料が使用されているか、改めて御確認ください。(特に内径の小さい煙突は御注意ください。)

○石綿セメント円筒と煙突用断熱材の違い (写真例)

石綿セメント円筒等【調査対象外】	煙突用断熱材【調査対象】
 管の厚み <u>管の厚みが比較的薄く断熱層がなく管そのものに石綿が練り込まれているもの</u> 〈主な使用部位と用途〉 ・換気用円筒材、煙突、雑排水管などに使用されている。 メモ：石綿が使用されていても石綿セメント円筒のように管として成形されたものは、飛散性が低いため、いわゆるレベル3の建材であり本調査の対象外である。	 断熱層の厚み <u>断熱層があるため比較的厚みがある(一概には言えないが30mm程度か、それ以上の場合もある)</u> 〈主な使用部位と用途〉 ・煙突の断熱目的のために使用されている。(煙突用断熱材は、石綿セメント円筒等のように雑排水管には使用できない)

参 照 条 文

○医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄）

第二十条 病院、診療所又は助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

第二十四条 都道府県知事は、病院、診療所又は助産所が清潔を欠くとき、又はその構造設備が第二十一条第一項若しくは第二項若しくは第二十二条の規定若しくは第二十三条第一項の規定に基づく厚生労働省令の規定に違反し、若しくは衛生上有害若しくは保安上危険と認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

2（略）

第二十五条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2（略）

○労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抄）

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

○労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）（抄）

（作業主任者を選任すべき作業）

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一～二十二 (略)

二十三 石綿若しくは石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下「石綿等」という。)を取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く。)又は石綿等を試験研究のため製造する作業

(製造等が禁止される有害物等)

第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

- 一 黄りんマツチ
- 二 ベンジジン及びその塩
- 三 四—アミノジフェニル及びその塩
- 四 石綿
- 五 四—ニトロジフェニル及びその塩
- 六 ビス(クロロメチル)エーテル
- 七 ベータ—ナフチルアミン及びその塩
- 八 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の五パーセントを超えるもの
- 九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

〇石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)(抄)

(定義)

第二条 この省令において「石綿等」とは、労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。

(事前調査)

第三条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

一 建築物、工作物又は船舶の解体、破碎等の作業(石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。)

二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

2 事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の

使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。
ただし、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法(以下「法」という。)及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

第十条 事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物(次項及び第四項に規定するものを除く。)に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

病院におけるアスベスト含有保温材等使用実態調査表（病院個表）

開設者種別	
病院名	
管理者名	
担当者氏名	
電話番号	

	設計図書等による確認 ①				分析調査の方法 ②										措置の状況 ③					
	設計図書等で確認の結果、アスベストが使用されていない	設計図書等で確認の結果、アスベストが使用されている	設計図書等で確認ができず、分析調査を実施	設計図書等で確認ができず、分析調査が未実施	基礎第188号又は 基安化発第0622001号				JIS A1481又はJIS A1481規格群						除去等の措置がとられていないもの					
					アスベストが使用されている	左以外の場合 (※トレモライト等を対象としたJIS法による分析調査が必要)			6種類を対象に 分析調査を実施			3種類を対象に分析調査を実施			左以外の場合 (※トレモライト等を対象としたJIS法による分析調査が必要)	除去等の措置済	ばく露のおそれがないもの	ばく露のおそれがあるもの		その他の場所
						アスベストが使用されていない	アスベストが使用されている	分析調査が未実施	アスベストが使用されていない	アスベストが使用されている	アスベストが使用されている	アスベストが使用されていない	アスベストが使用されている	分析調査が未実施				日常利用する場所		
																		措置予定	未定	
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ		
保温材			依頼中 依頼予定				依頼中 依頼予定						依頼中 依頼予定							
耐火被覆材			依頼中 依頼予定				依頼中 依頼予定						依頼中 依頼予定							
煙突用断熱材			依頼中 依頼予定				依頼中 依頼予定						依頼中 依頼予定							

	アスベストの種類	使用場所	使用時期	製造メーカー	製品名
①ウに該当する病院で分析調査の結果、アクチノライト、アンソファイト及びトレモライトのいずれかが含有していることが判明した場合は、分かる範囲で右欄にご記入下さい。					

〔記入要領〕

保温材、耐火被覆材及び煙突用断熱材のそれぞれについて、下記の要領で記入してください。

〔「設計図書等による確認 ①」の記載方法〕

「設計図書等による確認 ①」のいずれか、該当するものに「○」を付して下さい。（一つの施設で複数に該当する場合は、エ>ウ>イ>アの順で優先して記載して下さい。）

なお、エの欄については、依頼中又は依頼予定のどちらかに「○」を付して下さい。

- ・アに「○」 → 調査終了です。
- ・イに「○」 → 「措置の状況 ③」のいずれか一つに「○」を付して下さい。（一つの施設で複数に該当する場合には、以下の順で優先して記載して下さい。）
（措置がとられていないもの>措置済、
ばく露のおそれのあるもの>ばく露のおそれのないもの、
日常利用する場所>その他の場所、
未定>措置予定）
- ・ウに「○」 → 「分析調査の方法 ②」のいずれか一つに「○」を付して下さい。
- ・エに「どちらかに○」 → 調査終了です。

〔「分析調査の方法 ②」及び「措置の状況 ③」の記載方法〕

オ、キ、コ、サ又はスに「○」 → 「措置の状況 ③」のいずれか一つに「○」を付して下さい。（優先順は既に記載のとおり。）

カ、ケ、シに「○」 → 調査終了です。

ク、セに依頼中又は依頼予定のどちらかに「○」 → 調査終了です。

「措置の状況 ③」のソ、タに「○」 → 調査終了です。

「措置の状況 ③」のチ、ツ、テ、トに「○」 → （様式1-2）に必要事項を記入。

病院におけるアスベスト含有保温材等使用実態調査に係るばく露のおそれのある病院調査表（病院個表）

管理者氏名	
担当者氏名	
電話番号	

開設者種別	病院名	措置状況	日常利用場所																			その他の場所																			未定理由 (具体的に記載)	具 体 的 な 対 応 状 況 (○年○月措置(予定)、 サービス利用中止、 ○ ○ 室 は 閉 鎖 等)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			⑤患者利用あり												⑥患者利用なし							⑤患者利用あり												⑥患者利用なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)	12)	13)	14)	15)	16)	17)	18)	19)	1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)	12)	13)	14)	15)	16)	17)	18)	19)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		措置予定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						</

(記入要領)

- ・アスベストのある場所に○を付し、未定の場合はその理由、措置予定の場合はその対応内容・状況を具体的に記載して下さい。
- ・アスベストが複数の場所である場合は、全て記載して下さい。
- ・1)～19)の区分は(別紙3)を参照して下さい。

病院におけるアスベスト含有保温材等使用実態調査表（総括表）

都道府県名	
所属課名	
担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

開設者種別	全病院数	対象病院数	回答病院数	アスベスト含有保温材等がある場所を有しない病院	アスベスト含有保温材等がある場所を有する病院	除去等の措置済	除去等の措置がとられていないもの						分析調査中	未回答病院数
							ばく露のおそれがないもの	ばく露のおそれがあるもの						
								日常利用する場所		その他の場所				
								措置予定	未定	措置予定	未定			
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M		
法務省		0	0		0									
宮内庁		0	0		0									
防衛省		0	0		0									
独立行政法人		0	0		0									
都道府県		0	0		0									
市町村		0	0		0									
地方独立行政法人		0	0		0									
日本赤十字		0	0		0									
済生会		0	0		0									
厚生連		0	0		0									
北杜市		0	0		0									
国共連		0	0		0									
地共連		0	0		0									
私学事案団		0	0		0									
健保連		0	0		0									
国保連		0	0		0									
公益法人		0	0		0									
医療法人		0	0		0									
社福法人		0	0		0									
その他の法人		0	0		0									
生協組合		0	0		0									
会社		0	0		0									
個人		0	0		0									
厚生労働省		0	0		0									
		0	0		0									
		0	0		0									
		0	0		0									
		0	0		0									
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

〔記入要領〕

【注意点】

- ・各病院から提出された「病院個表」を開設者種別に集計し、件数を記入すること。
- ・B、C、E欄は他の欄を入力すると自動で入力されるため、手入力しないこと。
- ・行の削除など様式の変更はしないこと。

【記載方法】

- ・D、F、G、H、I、J、K、L、M欄は、各病院個表の調査対象建材について以下の優先順位で比較し、最も優先順位の高い項目1つのみに「1」を計上し、それを集計して記入すること。
- ・（優先順位： M>L>I>H>K>J>G>F>D）
- ・「全病院数」は、使用実態調査の時点（平成28年7月1日時点）の病院数を記入すること。
- ・「対象病院数」は、平成28年7月1日時点の調査対象病院数であり、回答病院数、分析調査中の病院数及び未回答の病院数の合計と一致するものであること（C、I、Mを入力すると自動で入力されます。）。
- ・「回答病院数」は、今回使用実態調査により回答のあった病院数であり、「D アスベスト含有保温材等がある場所を有しない病院」と「E アスベスト含有保温材等がある場所を有する病院」の合計と一致するものであること（D、Eを入力すると自動で入力されます。）。
- ・「E アスベスト含有保温材等がある場所を有する病院」の数は、F～Kの合計と一致するものであること（F～Kを入力すると自動で入力されます。）。
- ・「L 分析調査中」の病院については、上段に「依頼中」の件数を、下段に「依頼予定」の件数を集計し、記入して下さい。

(注:様式2-2総括表の病院数の合計は、様式2-1総括表のH、I、J、K欄の合計の数と一致するものであること。)

[illegible]

(様式 3)

都道府県名	
所属課名	
担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

[illegible]

注) ・今回実態調査において、分析調査中の病院について、開設者別に記載して下さい。

都道府県名	
所属課名	
担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

[illegible]

注) ・今回実態調査において、未回答の病院について、開設者別に記載して下さい。